

豊中公第13号
令和6年(2024年)4月5日

各公民分館長様
各公民分館主事様
各公民分館会計様

教育委員会中央公民館
館長 本田光直

令和6年度主事・会計会議における質問への回答及び補足について（ご連絡）

日ごろは、本市社会教育及び公民分館活動へのご協力ありがとうございます。令和6年4月4日（木）開催の主事・会計会議資料に一部修正があります。つきましては、下記のとおり、配布資料「公民分館～予算と保険制度《様式と記入例》」の修正をお願いいたします。

記

	正	誤
1	P3 ⑤（節）使用料及び賃借料 ※（省略）交付金の対象とする金額は <u>25万円以内</u> とします。	P3 ⑤（節）使用料及び賃借料 ※（省略）交付金の対象とする金額は <u>交付金総額の25万円以内</u> とします。
2	P4 (12)ごと削除)	P4 12)
3	P34【問8】《回答》 <u>税務署</u> への聞き取りの結果、（省略）	P34【問8】《回答》 <u>関係業者</u> への聞き取りの結果、（省略）
4	P35【問10】10万円 <u>未満</u>	P35【問10】10万円 <u>以内</u>
5	P38【問24】 名義については分館長等 <u>に限定</u> しませ <u>ん。</u>	P38【問24】 名義については分館長、 <u>副分館長、主事</u> <u>のいずれかと</u> します。
6	P38【問25】 名義については分館長等 <u>に限定</u> しませ <u>ん。</u>	P38【問25】 名義については分館長、 <u>副分館長、主</u> <u>事のいずれかと</u> します。
7	P38【問26】10万円 <u>未満</u>	P38【問26】10万円 <u>以内</u>

【問い合わせ先】

豊中市教育委員会

中央公民館

電話：06（6866）0555

担当：前田